

福山市立培遠中学校生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活の関すること

培遠中学校生活五訓 当たり前をひたむきに頑張る生徒

*** 挨拶 * 時間 * 服装 * 美化 * 姿勢**

あいさつ

第2条

- (1) 学校・地域で元気よくあいさつをしましょう。
- (2) 校長室・職員室・保健室・事務室などへの出入りは、礼儀正しくしましょう。
- (3) ことばづかいは、正しく丁寧にしましょう。

服 装

第3条 校内外の学習活動及び登下校（休業日を含む）の際は、学校が定める制服を正しく着用しましょう。

- (1) 男子 冬服—グレーのブレザー（規定のボタン）、スラックス、長袖シャツ（左袖刺繍入り）、セーター（刺繍入り）、ネクタイ
合服—長袖シャツ（左袖刺繍入り）、スラックス、ネクタイ
夏服—半袖ポロシャツ（左袖刺繍入り）、スラックス
- 女子 冬服—グレーのブレザー（規定のボタン）、スカートまたはスラックス、タイツ（黒または紺の無地のもの）の着用可、長袖シャツ（左袖刺繍入り）、セーター（刺繍入り）、リボン
合服—長袖シャツ（左袖刺繍入り）、スカートまたはスラックス、リボン
夏服—半袖ポロシャツ（左袖刺繍入り）、スカートまたはスラックス

※ スカートの膝が隠れる程度。

※ タイツを着用する場合は、靴下ははかなくてもよいが、体育の授業の時には、安全のため、必ずタイツは脱ぎ、ソックスをはくこと。

※ 服装の期間については、その日の体調と環境を考えた上で自分で判断し選択しましょう。ただし、儀式や行事の時は別に指定する。

(2) 靴—白色運動ひも靴であること。ハイカットのものは不可とする。

(3) 靴下—スクールソックス、ワンポイント、白、黒、紺のみ可とする。

(レース編み、ルーズソックス、くるぶしソックスは禁止)

(4) 上履き—男女とも指定のものとする。体育館シューズは体育館・武道館のみ。

(5) ベルト—男女とも派手でないシンプルなものとする。（黒、茶、紺）

(6) 名札—名札は、年間を通して規定の名札を胸ポケットにつけること。

(7) 防寒具—規定のセーターを着用し、制服からのぞかないようにすること。手袋、マフラー

の使用は認める。（但し、校舎内での着用は認めない。）

寒暖は制服の中に着るもので調整する。

（８）健康その他の特別な理由により、上記規定以外の服装を必要とする場合は届け出て許可を受けること。

（９）男女とも社会の一員としてふさわしい、清潔でサッパリとした髪型にしましょう。アクセサリは禁止。着色・脱色等は禁止。

※服装・頭髪についてはいつでも入試に臨める状態であること。

時 間

第４条 登下校について

（１）午前８時３０分の始業までに余裕を持って登校し、始業準備をしましょう。

（２）遅刻した場合は、職員室で遅刻した旨を報告しましょう。

（３）欠席・遅刻の場合は午前８時１５分までに保護者が必ず連絡しましょう。

（４）時間を厳守し、安全に登下校を行いましょう。

（５）寄り道・買い食いなどをせず、安全に登下校を行いましょう。

（６）登下校は原則制服だが、下校時に限り、顧問に許可をもらい体操服での下校を認める。

その際、必ず制服は持って帰りましょう。

（７）完全下校の時間を守る。完全下校の時間は年間通じて午後４時４５分である。

※部活動休業日は原則毎週木曜日とする。

第５条 休み時間は静かに過ごし、授業開始２分前には次の授業の準備をして着席しましょう。

美 化

第６条 掃除について

（１）１０分間集中して清掃に取り組みましょう。

（２）掃除道具を大切にし、後片付けをきちんと行いましょう。

姿 勢

第７条 発表者の方に体を向けてしっかりと聴きましょう。

※ 椅子に座わる時は足裏全体を床につけ、背筋を伸ばし、おなかと背中にこぶし一つ分の間隔をあけましょう。

その他

（所持品）

第８条 （１）所持品には必ず名前を明記しましょう。

（２）授業道具に関しては、各教科で置いて良いと指定されたもの以外は持ち帰りましょう。

第９条 不必要なお金は持参しないようにしましょう。（体育やクラブ活動の時は、担任・クラブ顧問に預けておく）生徒間でのお金の貸し借りは絶対にしません。

第１０条

（１）遊具、その他学習に関係ないものは持ち込まないようにしましょう。

（２）家庭や外出先で携帯電話（スマートフォン）やその他電子機器を使用する場合、LINEやSN

Sの使用についてはトラブルに巻き込まれないように気を付けましょう。

- (3) 補助カバンについては、物が多く、本校指定のものでは入りきらない場合、別のもので華美でないものを使用しましょう。

(交通安全)

第11条 自転車通学は交通安全に気を付けて登校しましょう。

- (1) 通学許可区域は次の通りです。

(培遠中学校から自宅までの距離が1.8km以上必要、別紙地図参照)

- ・ 宇山、蔵王12区地域
- ・ 春日池団地、春日町浦上地区の一部（下池－えびす橋）より東部の地域
- ・ 青葉台二丁目、三丁目の地域と一丁目の一部

上記以外の地域に自宅がある生徒で、身体的理由などで特別に許可を必要とするものについては別途申し込みましょう。

- (2) 自転車通学区域に自宅がある生徒で、自転車通学を希望するものは、学級担任を通じて「自転車許可願い」を学校長に提出してください。この者には、指定の手続きを経て「**自転車通学許可証（鑑札）**」を交付します。

- (3) 通学用自転車は次のように整備されたものを使用しましょう。

- ・ サドルは腰掛けて両足が地面につく高さであること。
- ・ ブレーキの効き具合が正常で、ライトが点灯可能であること。
- ・ ハンドルは、ドロップハンドルや変形ハンドルでないこと。
- ・ その他、安全面で支障のない自転車であること。

- (4) 通学時の決まりを遵守しましょう。

- ・ 交通ルールを厳守しましょう。
- ・ 雨天時はカッパを着用しましょう。
- ・ 必ずヘルメットを着用しましょう。

第3章 校外生活に関すること

第12条 外出の際には行き先、目的、同行者、帰宅時間を保護者に伝えましょう。生徒同士の夜間外出や無断外泊はしないようにしましょう。

第13条 法律に触れるような行為（喫煙、飲酒、万引き、器物損壊、無断で侵入、無免許運転など）を絶対にしないようにしましょう。

第14条 遊泳禁止の場所では決して泳がない。

第15条 自転車は交通マナーを守り、安全運転をこころがける。二人乗り、傘さし運転は法律違反である。ヘルメットは着用しましょう。

第16条 地域社会の一員として、マナーを守り地域に貢献しましょう。

第17条 校外で事故にあった場合は、学校・保護者に必ず連絡します。その場で相手の名前、住所、連絡先等を確認し、自分の名前、住所、連絡先等を伝えるようにしましょう。

2020年(令和2年)7月30日改正